

しっかりやろう!!産業廃棄物の事務処理

千葉県公立高等学校事務職員会
東総支部研究グループ
発表者
千葉県立佐原高等学校
副主査 山中 裕喜
千葉県立香取特別支援学校
副主査 嶋田 美幸

はじめに

200X年7月〇日 ある県立学校事務室での会話。

Aは文書事務担当者、Bは初めて管理を担当することになりました。

A:「Bさん、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管と処分状況を6月末まで報告することになっていますが、提出されていません」と資源循環推進課から文書の督促を受けました。

B:「えっ・・・!? ポリ塩化ビフェニル廃棄物の報告って何のことですか?」Aより文書を受け取りました。しかしBさん文書を見ても書いてあることの意味がわからない・・・。

この廃棄物の報告書は何の資料をみて作成すればよいのか?

またこのポリ塩化ビフェニルは学校のどこに保管されているのか?など担当者として廃棄物に対する疑問が生じました。

ではここでクイズです。

次のものは一般廃棄物?それとも産業廃棄物?

Q1. 改修工事に伴い発生したコンクリートは?

Q2. 食堂厨房のグリストラップ(汚水ます)清掃委託をした時の汚泥引き抜きは?

Q3. 浄化槽の汚泥引き抜きは?

Q4. 教室の蛍光灯がきれて交換しました。要らなくなった蛍光灯は?

答えは

3番の浄化槽の汚泥引き抜き以外はすべて産業廃棄物になります。

A1. 産業廃棄物の種類「がれき類」になります。

A2. 産業廃棄物の種類「汚泥」になります。

A3. 浄化槽施設の汚泥は一般廃棄物の「し尿」として扱います。

A4. 学校で要らなくなった蛍光灯は、事業所として排出するので産業廃棄物の扱いになります。

以上のことから、産業廃棄物は学校にも関係の深いことがわかりました。

では排出された産業廃棄物を処分するにはどうしたらよいのでしょうか。

そこで私達は、産業廃棄物の処理及び事務処理について調べてみることにしました。

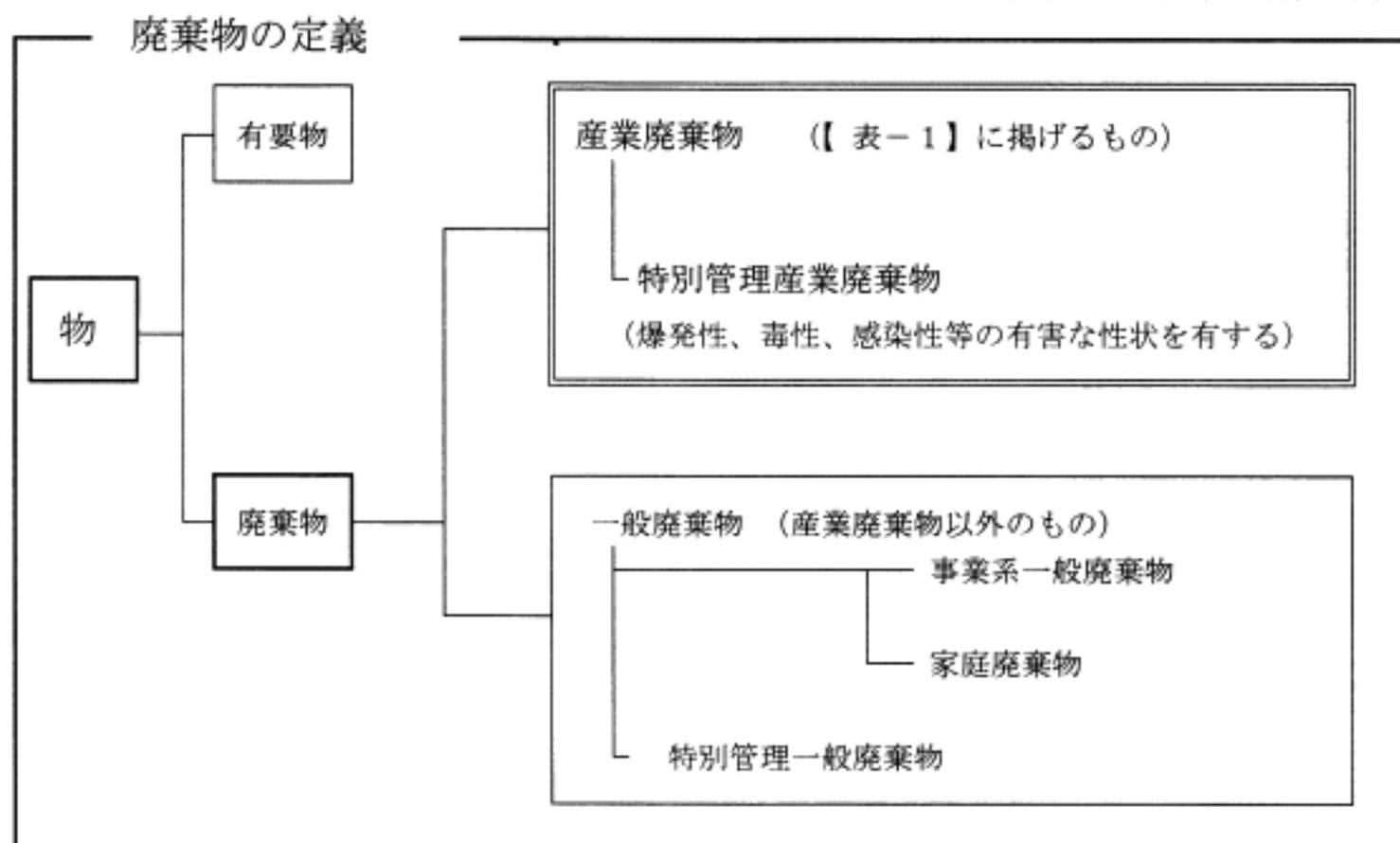
実際、法律では「廃棄物」についてどのように定めているのでしょうか?

第1章 廃棄物とは

1 「廃棄物」とは何でしょうか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では「汚物または不要物であって、固形状または液状のもの」と定義されています。つまり、「自分で利用することもできないし、他人に売ることもしないような不要物」のことです。ただし、「固形状または液状」のものであっても放射性物質及びこれに汚染されたものと、「気体状」のものは廃棄物には該当しません。

（産業廃棄物処理法第2条第1項）



① 産業廃棄物・一般廃棄物

廃棄物のうち「産業廃棄物」とは「事業活動に伴って生じる廃棄物」で法令で定められている20種類をいい、事業者がその処理責任を負います。【表-1参照】

「事業活動」には、工業や農林水産業などの生産業のほか、商業、飲食業、運輸業などのサービス業も入ります。また、営利事業だけでなく、官公庁や公益法人などの非営利事業も含まれます。

産業廃棄物に該当しない廃棄物を、「一般廃棄物」とし、市町村が回収と処理の責任を負います。

なお、一般廃棄物には、家庭系と事業系の2種類の一般廃棄物があります。

家庭系一般廃棄物とは、日常の家庭生活の中で発生した廃棄物全てです。

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴い発生した表-1以外のもので、かつ排出者の事業活動区域である市町村で処理できるものが該当します。学校で排出される一般廃棄物はこれに該当します。

② 特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物

産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のほか、人の健康又は環境に被害を生ずる恐れのあるものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」といいます。

「特別管理産業廃棄物」については、収集から処分までの間特に注意して取扱わなければなりません。

特にPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理にあたって、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、日本環境安全事業（株）がPCB廃棄物の処理を目的とした処理施設を建造し、

I 産業廃棄物の種類

【表-1】

廃棄物処理法では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

種 類		適 用	業 種 指 定
産 業 廃 棄 物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業 に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む。) パルプ製造業、輸入木材の卸売業 に係る木くず	有
	9 繊 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。) に係る木綿、羊毛等 の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業 において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物	
	12 ゴ ム	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、レンガくず、廃石膏ボード等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、錆物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等	
	17 家 畜 のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 家畜の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじんで、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物
	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸	
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず	
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃石綿等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
	有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの	

平成28年度までに処理を行うことになっています。

P C Bを含有する蛍光灯安定器やコンデンサー等の特別管理産業廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。(廃棄物処理法第12条の2第6項)

管理責任者については廃棄物処理法により資格要件が定められていますが、事業所に管理責任者がいない場合は、(財)日本産業廃棄物処理センター主催の講習会を受講することで管理責任者として認められます。

〔受講手続きについて〕

(社)千葉県産業廃棄物協会に申込みします。

なお受講料については財務施設課から令達されます。

支出科目：負担金・補助及び交付金・負担金

相手方：資金前渡職員

支出区分：概算払

精算する際に前渡資金精算書に支払決議書、領収書を添付し出納室に提出

またP C B廃棄物等の特別管理産業廃棄物を保管する場合は、産業廃棄物保管基準とは別に特別管理産業廃棄物保管基準が定められておりそれに従って保管しなければなりません。【参考1参照】

さらにP C B廃棄物を保管している場合に「P C B廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を毎年6月30日までに資源循環推進課に提出します。

2. 事業者としての責任

廃棄物処理法第3条に、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とあります。処理方法としては「自らの責任において適正に処理する自家処理」と「処理業者に処理を委託する委託処理」があります。それぞれ廃棄物処理法の処理基準に基づき適正に処理をしなければなりません。その責任は、排出した産業廃棄物の最終処分が完了されるまでとはなりません。

3. 産業廃棄物の校内管理

学校の産業廃棄物を把握するためには、どのようにしたらよいのでしょうか。

例えば薬品で考えてみると、まず実験等で何の化学薬品を使用したのか、また校内の樹木等の消毒に何の薬剤を使用したのかを特定することが必要です。

特定したその薬品等の種類及び数量の管理のために、記載例にあるような産業廃棄物管理ノートを作ってみてはいかがでしょうか。

産業廃棄物を廃油、廃酸・廃プラスチックなどの品目ごとに分類し、日頃から管理することで事務処理を円滑に行うことができます。

あわせて特定した産業廃棄物の保管場所についても、産業廃棄物処理法で規定されている保管基準を守り安全に管理できる特定の場所に品目別に分別しておく必要があります。

(記載例)

廃棄物管理ノート

年月日	薬品名	数量	現在の保管場所	備考
19.6.16	塩化マグネシウム	50 g	理科実験室	実験による

【参考1 特別管理産業廃棄物の保管基準】

PCB廃棄物等の特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物保管基準に従い以下のとおり保管する必要があります。
(廃棄物処理法第12条の2第2項、施行規則第8条)

1 保管の場所

① 囲い

保管施設の周囲には囲いを設け、廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性を確保すること。(対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等)

② 保管場所の掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の寸法及び事項を表示した掲示板を設置すること。

(1)寸法 60cm以上×60cm以上

(2)表示すべき事項

ア特別管理産業廃棄物の保管場所である旨

イ特別管理産業廃棄物の種類

ウ管理者の氏名又は名称、連絡先(管理を担当する課係名、電話番号)

エ最大積み上げ高さ

(屋外で容器を用いない場合)



2 保管の場所における措置

① 特別管理産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止

特別管理産業廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、汚水が生ずるおそれがある場合は、排水溝等を設置したり、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。

また、悪臭が発散しないようにすること。

② 害虫対策

保管の場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする。

③ 高さ・斜面の制限

屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げた特別管理産業廃棄物の高さ及び斜面の制限を超えないこと。

例ア 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50% 以下。

イ 廃棄物が囲いに接する場合(直接、壁に負荷がかかる場合)は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50 cm の線以下とし、2m 以上の内側は勾配 50% 以下とする。(勾配 50% とは、底辺:高さ=2:1 の傾きで約 26.5度)

④ 異物の混入防止

特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。

⑤ PCB廃棄物についての措置

ア 廃PCB等、廃PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ封入すること等PCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃棄物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。

イ さらにPCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該廃棄物の腐食の防止のため必要な措置を講ずること。

ここまでが、産業廃棄物とその管理について調べてわかったことです。

次に産業廃棄物を処理するには、実際どのような手続きをしたらよいのか次の章で事務処理の一例に触れてみたいと思います。

第2章 実務処理

1 業者選定の基準は

第1章の2で事業者としての責任について述べましたが、排出事業者となる学校は、自ら産業廃棄物の処理をできないため都道府県知事等の許可を受けた業者に委託することになります。

(廃棄物処理法12条第3項)

産業廃棄物を処理するには、収集運搬と処分（中間処分を含む）の委託をそれぞれ別々の業者に委託します。

産業廃棄物の収集運搬についてのポイント
☐ 収集運搬業の許可を有しているか (排出地である積込み場所の許可書と処分地である荷降ろし場所の許可書が必要)
☐ 委託する産業廃棄物はその許可品目に含まれているか
産業廃棄物の処分についてのポイント
☐ 処分業の許可を有しているか
☐ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確か
☐ 委託する産業廃棄物はその許可品目に含まれているか

なお業者を選定する際に、千葉県電子調達システム内の名簿管理システムに登録されていることが必要です。また「千葉県産業廃棄物協会」のホームページでも業者の検索ができます。

2 契約について

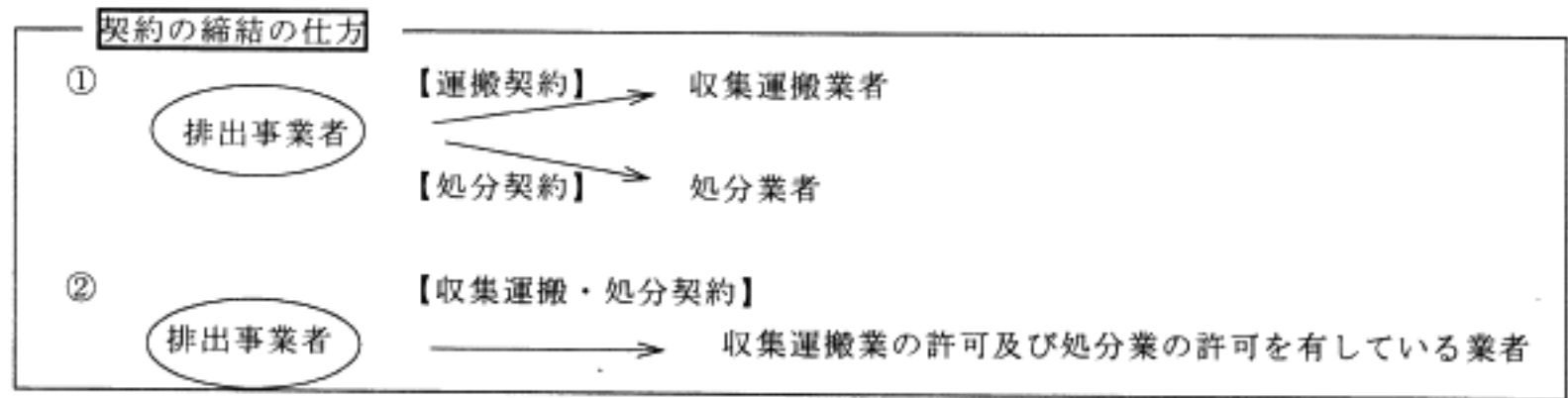
産業廃棄物の処理の委託契約は、書面にて締結しなければなりません。

(廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の2)

この時排出事業者である学校と収集運搬業者、処分業の3者間で一括の契約を取り交わすことはできません。ただし収集運搬と処分の両方の許可を持つ業者に、収集運搬から処分までを一括して契約することは差し支えありません。

また処分において、中間処理と最終処分の2段階区分があり、廃棄物処理法上の契約では、中間処理業者まででよいことになっています。

なお委託契約書は、契約が終了した日から5年間の保存が義務づけられています。



収集運搬及び処分の委託契約書の記載事項については【表-2】を参照してください。
平成18年7月から「有効期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項」を記載することが義務づけられ、排出事業者は産業廃棄物の処理委託にあたり、産業廃棄物の適正な処理のため必要な情報を処理業者に書面で通知しなくてはなりません。

【表-2】

Ⅱ 契約書の記載事項

○次に掲げる事項が含まれていること（廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の2第3号）

委託契約書に含める事項

○が委託の種類ごとに適用となる項目

必 要 な 条 項	委託の種類	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	○	○
委託する産業廃棄物の数量	○	○
運搬の最終目的地	○	
処分又は再生の場所の所在地		○
処分又は再生の方法		○
処分又は再生の施設の処理能力		○
最終処分地の場所の所在地		○
最終処分の方法		○
最終処分施設の処理能力		○
委託契約の有効期間	○	○
委託者が受託者に支払う料金	○	○
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	○	○
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限り）		
積替え保管場所の所在地	○	
積替え保管場所でできる産業廃棄物の種類	○	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	○	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	○	○
通常の保管で、腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項	○	○
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	○	○
JISC0950に規定する含有マークの表示に関する事項	○	○
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	○	○
その他取り扱い際に注意すべき事項	○	○
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	○	○
委託業務終了時に受託者の委託者への報告に関する事項	○	○
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	○	○

* 廃棄物処理委託契約書に貼付する印紙について

印紙税法により、契約の分類として運搬に関する契約書と、請負に関する契約書があります。収集運搬委託契約は、「運送による税額」の印紙税額、処分委託契約は「請負に関する契約」の印紙税額となります。ただし収集運搬委託と処分委託を同一の業者で契約した場合は、「収集運搬」と「処分」の料金を比較して、料金の高い方の印紙税が適用されます。なお同額の場合は、「運送に関する契約」の印紙税が適用となります。

また単価契約による場合は、契約書に記載される予定処理金額によって印紙税額が決定します。

3 処理に対する運搬車両の確認について

平成16年9月29日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」が改正され、平成17年4月1日以降、産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが義務化されました。

備え付けていない場合は、産業廃棄物処理基準に違反し行政処分をうけます。

排出事業者である学校は、委託した収集運搬業者に対して、産業廃棄物が適正に処理されているか確認する必要があるため収集運搬車両について確認をしましょう。

ア) 委託を受けて産業廃棄物の収集運搬業に係る収集運搬車両の表示

① 表示内容

- ・産業廃棄物の収集運搬又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の指名又は名称
- ・統一許可番号（下6桁）

②表示場所・字の大きさ

- ・車体の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に表示
- ・日本工業規格140ポイント以上（氏名・名称、許可番号は90ポイント）
- ・雨風の影響で不鮮明になったり、走行中の落下などがないようにすること。

イ) 委託を受けて産業廃棄物の収集運搬車両に備え付ける書面

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票

4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理を廃棄物処理業者に委託する際に、産業廃棄物が適正に処理されたか排出事業者がマニフェストにより確認できるように、また不法投棄防止などの不適正な処理を未然に防ぐための制度です。

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、マニフェストを交付しなければなりません。ただし、下記の場合はマニフェストの交付は不要とされています。

（廃棄物処理法第12条の3）

- ①再生利用業者（知事等指定）等に委託するとき
- ②国、市町村・一部事務組合に委託するとき
- ③パイプラインによる運搬・処理を委託するとき
- ④日本から海外への運搬を委託するとき

マニフェストは、法律により5年間の保存が義務けられています。

マニフェストは「紙」のものと、インターネットを使った「電子（電子マニフェスト）」の2種類が定められています。排出事業者は紙マニフェストに代えて電子情報で処理終了の確認が可能となりました。

マニフェスト（紙）の流れ

【表-3 参照】

①産業廃棄物引渡し時

- ・排出事業者は、マニフェスト（7枚複写）に必要事項を記入し、廃棄物と共に7枚とも収集運搬業者に渡します。
- ・収集運搬業者は、所定欄に署名の上A票のみを排出事業者に戻します。（A票を排出事業者が保管）

②運搬終了時

- ・収集運搬業者は残りのマニフェストを廃棄物と共に処分業者に渡します。
処分業者は所定欄に署名の上、B 1 票 B 2 票を収集運搬業者に返します。
- ・収集運搬業者は B 1 票を保管し、B 2 票を排出事業者に送付(運搬終了後 10 日以内)し運搬終了を報告します。

③ 処分終了時

- ・処分業者は処分終了後、マニフェストの必要事項を記入し収集運搬業者に C 2 票を、排出事業者に D 票(最終処分の場合は E 票も併せて)を送付(処分終了後 10 日以内)し、C 1 票は自ら保管します。処分(中間処理)業者が受託した産業廃棄物の中間処理した残渣(中間処理産業廃棄物)の最終処分が終了するまでの間 E 票保管します。

④最終処分終了時

- ・ 処分業者は自ら交付したマニフェスト(2次マニフェスト)等により中間処理産業廃棄物の最終処分終了を確認した後、保管していた学校のC1・E票(1次マニフェスト)に最終処分終了年月日、最終処分の場所を記載の上、E票を排出事業者に戻送(最終処分終了を確認した日から10日以内)します。

5 排出事業者の処理終了の確認

排出事業者は、マニフェスト交付の日から 90 日以内に B 2 票、D 票の送付を受けない場合（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日）または 180 日以内に E 票の送付を受けない場合は、処理業者にその状況を確認し、不適切な状況が確認されれば、これに対する是正措置を行った上で、当該事業所の所在地を管轄する知事または政令市長に措置状況等を報告しなければなりません。（産業廃棄物処理法第 12 条第 5 項）

また上記のとおり排出事業者が義務づけられたマニフェストを交付しない、虚偽のマニフェストの交付など産業廃棄物処理法に違反すると厳しい罰則が課せられます。

例えば廃棄物の不法投棄、不法焼却については5年以下の懲役若しくは1,000万円以下又はこの併料、法人格については、1億円以下の科料となります。

(マニフェストの例)

[illegible]

マニフェスト報告制度

平成 20 年 4 月から、排出事業者が交付した産業廃棄物管理票に関しての交付状況等の都道府県知事及び政令市長への報告制度が開始されます。

この報告制度は、毎年、前年度のマニフェストの交付実績等について報告書を作成し提出するものです。（初年度にあつては、平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日までに交付したマニフェストの交付状況等の状況に関して、平成 20 年 6 月 30 日までに都道府県知事等に報告しなければなりません。）

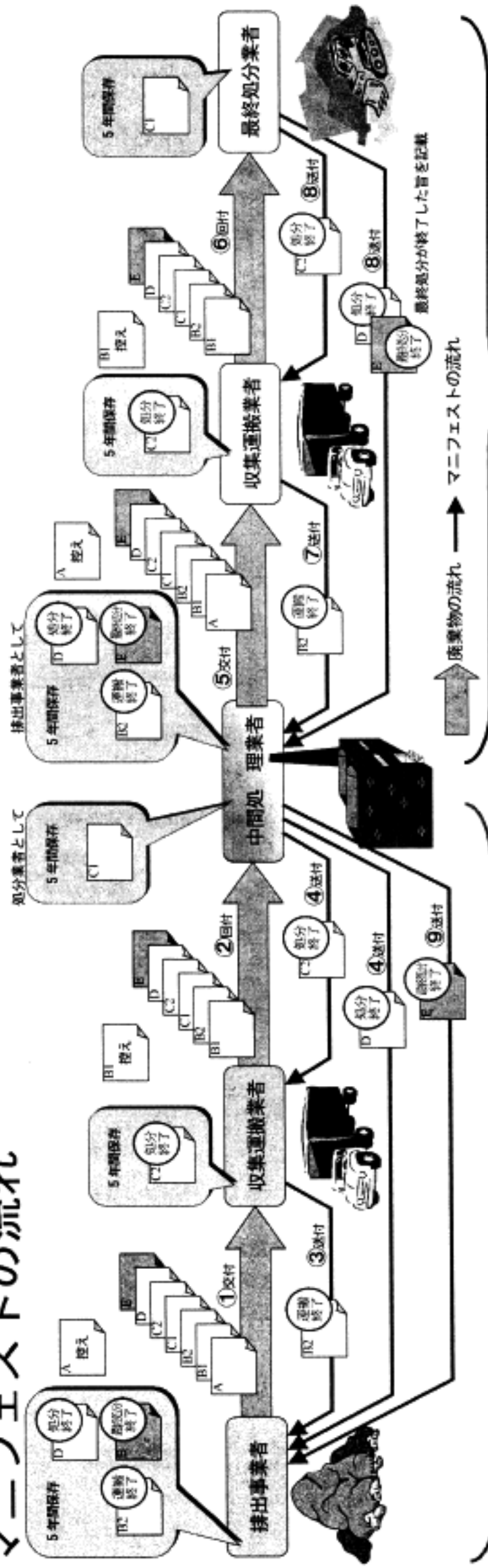
このため、平成 20 年度からの報告に備えて、マニフェストの整理を徹底する必要があります。

～ 工事から排出される廃棄物について

学校の工事で排出される産業廃棄物の排出事業者は、その工事の元請け業者となり、その処理責任を負います。

ただし学校も元請け業者に対して、廃棄物処理法や建設リサイクル法などにに基づき適正に廃棄物が処理されているか、廃棄物処理委託契約書の写しやマニフェストの写しなどで確認する必要があります。

マニフェストの流れ



1次マニフェスト

1次マニフェストの流れ

- ①廃棄物引き渡し時
排出事業者は、7枚複写の伝票（A, B1, B2, C1, C2, D, E 票）に必要事項を記入し、廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に送付する。
収集運搬業者は、廃棄物を受領した際、A, B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬担当者欄にサイン又は押印し、A 票を排出事業者に戻す。
※ 収集運搬を再委託した場合、上記の「収集運搬業者」は「再委託収集運搬業者」とする。委託収集運搬業者の名称等の必要事項を訂正する。
- ②運搬終了時
収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、中間処理業者に廃棄物とともに送付する。
中間処理業者はB1, B2, C1, C2, D, E 票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B1, B2 票を収集運搬業者に送付する。
※ 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- ③運搬終了報告
収集運搬業者は、B1 票を白らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を排出事業者に送付する。
- ④処分終了後
中間処理業者は、廃棄物の処分を終了した際、C1, C2, D, E 票の処分終了年月日欄に処分終了日を記入し、C1 票を白らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2 票を収集運搬業者に送付する。
※ 交付又は回収されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

2次マニフェスト

2次マニフェストの流れ

- ⑤廃棄物引き渡し時
中間処理業者が処分委託者（排出事業者の立場）として、マニフェストを交付する（運用までは左記の①に同じ。ただし中間処理業者は処分委託者の氏名または名称及び管理票交付番号を記入する。）
※ 廃棄物を引き渡すまでに交付したマニフェスト（2次マニフェスト）ごとの交付年月日、交付番号、及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を帳簿に記載する。
- ⑥運搬終了時
収集運搬業者は、廃棄物の運搬を終了した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、最終処分業者に廃棄物とともに送付する。
最終処分業者はB1, B2, C1, C2, D, E 票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B1, B2 票を収集運搬業者に戻す。
※ 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- ⑦運搬終了報告
収集運搬業者は、B1 票を白らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を中間処理業者に送付する。
- ⑧処分終了後
最終処分業者は、最終処分終了後C1, C2, D, E 票に処分終了日欄と最終処分終了日欄に処分終了年月日及び最終処分を行った場所欄に必要事項を記入し、C1 票を白らの控えとして保管するとともに最終処分終了後10日以内に、C2 票を収集運搬業者に、D 票とE 票を中間処理業者にそれぞれ送付する。
※ 交付又は回収されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- ⑨最終処分終了確認
中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（E 票）を受けるとき、最終処分が適正に終了したことを確認する。1次マニフェストのE 票に最終処分を行った場所の所在地/名称、最終処分の終了日を記入する。また、2次マニフェストのE 票受領から10日以内に、1次マニフェストのE 票を排出事業者に送付する。
※ 最終処分の委託の廃交付したマニフェスト（2次マニフェスト）のE 票の送付を受けたとき

産業廃棄物処理・支出事務及び報告の流れ				
執行フロー		注 意 事 項 等	添付書類	根拠法令
① 校内にある産業廃棄物の特定及び管理	担当→事務長	☐ 化学薬品の品目及び数量を記載したリストの作成 ☐ 農薬の品目及び数量を記載したリストの作成		法第12条第2項
② 特定した産業廃棄物の処理決定	事務長→校長	☐ 廃棄する化学薬品のリストの作成 ☐ 廃棄する農薬のリストの作成		法第12条第3項
③ 対象廃棄物収集運搬及び処分委託可能な業者選定	担当→事務長	☐ 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けているか。 ☐ 収集運搬業者が、委託する産業廃棄物の品目を取り扱えるか。 ☐ 産業廃棄物処分業の許可を受けているか。 ☐ 処分業者が、委託する産業廃棄物の品目を取り扱えるか。 ※参考 「千葉県電子調達システム」にログインし、名簿管理システムより検索、「千葉県産業廃棄物協会」のホームページからも確認できます。		法第14条
④ 産業廃棄物処理見積額の算出		☐ 廃棄する化学薬品のリストを元に算出 ☐ 廃棄する農薬のリストを元に算出 ☐ 単価は建築保全業務積算基準共通仕様書による。		
⑤ 執行伺い	担当者→事務長→校長	☐ 許可証の確認（収集運搬・処分ともに） ☐ 許可証の有効期限の確認 ☐ 産業廃棄物処分地の確認	・執行方法 （随意契約：予定価格見込額100万円未満） ・契約保証金 ・予定価格 ・契約書（案）※産業廃用 ・内訳書 ・仕様書（案） ・談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約条項（業務委託用） ・見積額算出表 （10万円を超える場合） ・2社以上見積徴収	財規115条 財規99条 財規117条 財規96条
⑥ 見積合わせ	業者→学校			財規116条の2
⑦ 契約	学校→業者 業者→学校	☐ 印紙税法により、契約の分類として運搬に関する契約書では「運送」による税額、処分委託に関する契約書では「請負」による税額となる。 【表-2参照】	・契約書作成 ・収集運搬の許可証の写し ・処分業の許可証の写しの提出	令第6条の2第3項 規則第8条の4 財規96条 財規98条1項1の省略規定除外
⑧ 支出負担行為の起票			・起票日は契約の日 ・履行期限は最終日	
⑨ 産業廃棄物の処分開始	業者	☐ 契約した収集運搬業者か確認 ☐ 運搬車両表示の確認 ☐ 車両登録番号の確認 ☐ 処分に関する指示	・着手届 ・マニフェストの発行 【表-3参照】	
⑩ 運搬処理完了	業者→学校	☐ 処分の確認 ☐ 履行の確認 マニフェスト（A・B2・D・E票）の突合 ☐ 必要に応じ現地調査	・業務完了報告書	
⑪ 請求書受領	業者→学校		・検査調書100万円未満省略可	財規100条
⑫ 支出行為の起票	学校→出納室		・委託処理請求書 ・マニフェストD票	
⑬ マニフェストの保存（5年間）		☐ マニフェストB2票・D票90日、E票は180日を過ぎても戻ってこないときは、知事等に報告が必要		規則第8条の26 規則第8条の29
⑭ 報告	学校→資源循環推進課	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書	・平成20年から実施 6月30日まで	細第9条の2

千葉県財務規則・・財規
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・法
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則・・細
 廃棄物処理法施行規則・・規則
 廃棄物の処理及び清掃に関する施行令・・・・令

第3章

産業廃棄物の処理をめぐる社会状況と取組み

1. 産業廃棄物の現状

現在千葉県的一般廃棄物のゴミの排出量は、昭和60年度から急激に増加し、平成17年度は2,316千トン、産業廃棄物の発生量は、平成15年度3,019万トンと廃棄物のなかでも産業廃棄物が高い割合をしめています。産業廃棄物の15年度の発生量のうち中間処理等による減量化量が1,026万トン、再資源化量が1,917万トン、最終処分量は76万トンであり、発生量の9割が減量化・再資源化されています。なお最終処分量は、10年前と比べると30%以上減少しています。(図-1)

上記産業廃棄物の発生量の中、中間処理・最終処分される産業廃棄物の内訳は、汚泥、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類の4品目で全体の8割をしめます。そのうち発生地域別に見ると県内発生物は、44万3千トン、県外が11万トンとなっています。

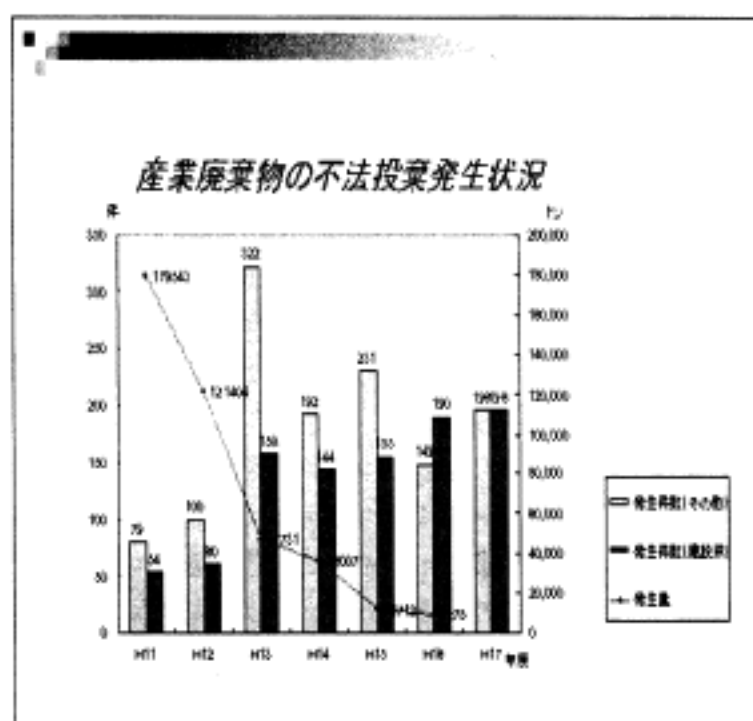
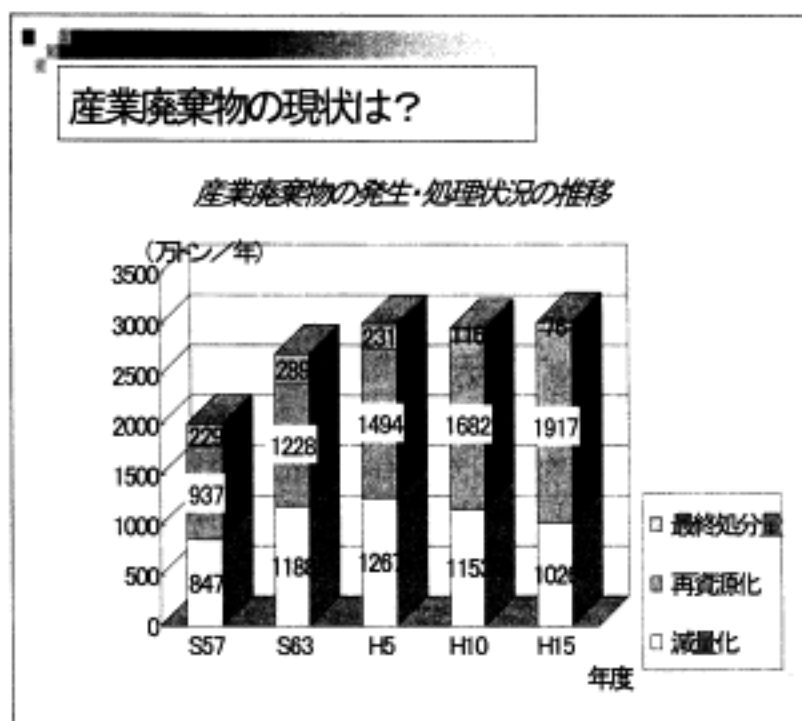
また産業廃棄物の不法投棄について、16年度に比べて17年度は10件増加しました。

不法投棄の内容物は、がれきなどの建設系廃棄物が半数を占めています。(図-2)

このような発生した産業廃棄物を正しく処理せずに、野山に投棄する不法投棄や野焼きなどの不法焼却などの以前後を絶たないのは、「廃棄物を埋め立てる場所がないためです。現在不法投棄は、土壌汚染や水質汚濁など環境に大きな影響をおよぼし社会問題となっています。

(図-1)

(図-2)



2. 国の施策

20世紀における大量生産・大量消費・大量廃棄型のいわば一方通行型の社会経済システムは、その量的拡大に伴い、最終処分場の逼迫、廃棄物の不法投棄、焼却場を主な発生源とするダイオキシン汚染など、様々な形で環境問題を引き起こしてきました。こうした中、国においては環境基本法を制定し、環境に対して負荷の少ない、持続的発展が可能な社会の実現に資する循環型社会の形成を目指した「循環型社会形成推進基本法」を平成12年に制定しました。廃棄物のリサイクル対策として、資源有効利用促進法により第一に廃棄物の発生抑制(リデュース)、第二に使用済製品、部品等の適正な再使用(リユース)、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再利用(マテリアルリサイクル)、第四に熱回収(サーマルリサイクル)を行い、それでも循環利用できなければ適正に処分を行うよう定めました。

また個別物品に応じたリサイクル関連法である「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「建設

リサイクル法」、「食品リサイクル法」「自転車リサイクル法」など循環型社会の構築に向けた法体系を整備し、それに基づき産業廃棄物の処理に取り組んでいます。

3. 千葉県における取組み

本県では自然的・経済的な特性を活かして、環境への負荷が少ない社会の実現へ向けて、地域から取り組んでいます。

そこで「廃棄物」については、その発生を抑制するために「廃棄物」を“不要なもの”ではなく、有用な物質資源・エネルギー資源として可能な限り利用・活用すること等を柱として、県民総参加で資源循環型社会づくりを進めるための基本となる計画「千葉県資源循環型社会づくり計画」を策定し、資源循環型社会づくりにおける課題や可能性を踏まえ、次の4つの柱を設定しました。

①環境への負荷の少ない社会経済システムづくり

②資源循環ネットワークの構築による地域づくり

③健全に循環する自然環境づくり

④資源循環型社会の実現に向けた人づくり

＜産業廃棄物への取り組み＞

第一に県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量化・再資源化を推進する「千葉県ごみ減量化推進県民会議」を設置（平成6年11月）し、「千葉県ごみ減量化行動計画」及び「アクションプログラム」を策定するなど、全県的な啓発・実践活動を展開しています。

第二に廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止と適正処理の徹底を図るため、休日・夜間を問わず活動する「グリーン・アクション・チーム」の設置（平成11年4月）、市町村職員を県職員として併任し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき立ち入り検査を行う権限の付与（平成13年度）、県の全ての支庁への監視班の設置（平成14年4月）など、廃棄物の不法投棄監視体制の強化を図ってきました。

第三に自社の廃棄物と偽って他人の廃棄物の運搬・処分を違法に請け負い、不適正な処理をする悪質な行為を防止するため、自社処分場の夜間搬入禁止や小型焼却炉の許可制など、千葉県独自の対策を規定した「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を制定（平成14年3月）し、同年10月から施行されました。

現在、国や県等で制定した法律等に基づき、本県は産業廃棄物の排出量に対する減量化、再資源化の努力目標を設定し、①排出量の抑制②再資源化率の維持③処分量の削減等に向け努力しています。また社会問題化している不法投棄については、排出事業者や処理業者への立入検査や指導を実施するとともに関係機関との連携強化、地域のパトロールなどの監視体制の強化に努めています。

終わりに

産業廃棄物について、国及び県で様々な取り組みが実施されていることがわかりました。

私たち学校においても環境に負荷のないグリーン購入の推進、備品等の使い捨て製品の減少に努めておりますが、なお一層ゴミの減量化を図るとともに、一つ一つの廃棄物を”ゴミ”としてではなく”資源”として再資源化の考えのもとに事務処理を進めていきましょう。

この研究をとおして、私たちは産業廃棄物の適正な処理の重要性を認識するとともに、一人一人が「環境を守る担い手」の一員であることを自覚し、仕事に取り組むことが大切であると実感しました。普段の生活の中で「環境への負荷」を少なくするために、自分でできる身近なことから一つ一つ実践していくことが大切であると考えます。

最後になりましたが、今回私たちが研究課題とした「産業廃棄物の事務処理」について、法・実務のマニュアル等充分ではありませんが学校現場においての一助となれば幸いです。

不法投棄を発見したら 県民ダイヤル（０４３－２２３－３８０１）に連絡しましょう

東総支部研究グループ

千葉県立多古高等学校	主 査	林	和 子
千葉県立佐原白楊高等学校	副 主 査	郷	正 子
千葉県立小見川高等学校	主任主事	前 林	佐緒利
千葉県立下総高等学校	副 主 査	香 取	恭 央
千葉県立佐原高等学校	副 主 査	吉 田	正 睦

参考文献 平成 18 年度版 環境白書
平成 17 年度版 千葉県の環境
第 58 回関東公立高等学校事務職員研究大会－研究集録
埼玉県発表「学校における廃棄物処理マニュアル」
平成 19 年度特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト
リサイクルのことがわかる事典
図解産業廃棄物処理がわかる本

関連サイト 環境省ホームページ
(社) 全国産業廃棄物連合会
千葉県ホームページ環境生活部資源循環推進課

支出負担行為支出伝票

事務長		校長		副校長		課長		コード	
(印)		(印)		(印)		千葉県立〇〇高等学校		99999	
主任		主任		主任		主任		主任	
(印)		(印)		(印)		(印)		(印)	
説明 千葉県立〇〇高等学校 実験実習用薬品・管理用薬品廃棄物処理業務委託 下記のとおりに執行してよろしいか。 起票日 平成 19 年 5 月 30 日									
年度	短縮コード	会計	款	項	日	細目	性質	節	繰越
19	25705244	01	11	04	02	1140	052	13	
節・細目名						委託料・反対給付のあるもの		金額	
履行期限						平成 19 年 6 月 24 日		¥560,742	
履行期限						平成 19 年 6 月 24 日		480,550	
相手方の住所 神奈川県中央区下総××× 氏名 △△サービス株式会社									
金融機関名 横浜銀行 口座名義人 △△サービス(支店) 相手がコード 999999 1									
伝票番号 299299 支出命令起票日 平成 19 年 7 月 1 日									
執行	主	主	主	主	主	主	主	主	主
(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)
支出命令額 ¥560,742 支出残額 0 現金支給額									
出納関係 出納関係 出納関係									
摘要 出金源特元・取立番号									
控 除 額 控 除 額 控 除 額									
登録印 登録印 登録印									
(301) 受付印									

請 求 書

平成 19 年 7 月 1 日

千葉県立〇〇高等学校長 様

神奈川県中央区下総×××

△△サービス株式会社

代表取締役

TEL 0999-11-0111

下記のとおりご請求申し上げます。

品 名	数 量	単 位	税込 単価	金額 (円)	備 考
合計金額	¥ 560,742 (税込み)				
シアン化合物	1.5	kg	6,300	9,450	
クロム化合物	2.5	kg	42,000	105,000	
水銀化合物	1.5	kg	7,350	11,025	
鉛化合物	5.0	kg	37,800	189,000	
有機化合物	10.0	kg	525	5,250	
無機化合物	80.0	kg	840	67,200	
不溶性化合物	20.0	kg	756	15,120	
還元性無機物	6.0	kg	6,300	37,800	
カドミウム化合物	1.5	kg	7,350	11,025	
無機酸	12.0	kg	756	9,072	
農薬	3.0	kg	12,600	37,800	
収集運搬費	2	台	31,500	63,000	
合 計				560,742	
検査 (確認) 済 校長 〇〇〇〇印					平成 19 年 6 月 〇 日
振込先 横浜銀行 〇〇支店 当座 7277222 △△サービス (株)					

平成19年6月18日

千葉県立〇〇高等学校長様

住所 神奈川県中央区下総×××
氏名 △△サース株式会社 印
代表取締役 ○○○○

業務完了報告書

平成19年5月30日契約に係る下記業務は、平成19年6月18日を
もって完了したので、報告いたします。

記

- 1 委託業務名 千葉県立〇〇高等学校
実験実習用薬品・管理用農薬廃棄物処理業務委託
- 2 委託場所 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 3 履行期限 平成19年 6月24日 まで

着手届

平成19年6月3日

千葉県立〇〇高等学校長様

住所 神奈川県中央区下総×××
氏名 △△サース株式会社 印
代表取締役 ○○○○

下記のとおり着手しましたからお届けいたします。

記

- 1 委託業務名 千葉県立〇〇高等学校
実験実習用薬品・管理用農薬廃棄物処理業務委託
- 2 委託場所 千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 3 請負代金 560,742円
- 4 契約年月日 平成19年5月30日
- 5 着手年月日 平成19年6月 3日
- 6 履行期限 平成19年6月24日

産業廃棄物処理委託契約書



〔収集運搬及び処分用〕

排出事業者 千葉県 千葉県立〇〇高等学校長：(以下「甲」という)と、収集運搬及び処分業者 △△△サービズ株式会社：(以下「乙」という)は、甲より排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の収集運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付する

②収集運搬に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	千葉県	許可都道府県・政令市：	神奈川県
許可の条件有効期限：	平成19年8月30日	許可の条件有効期限：	平成20年10月17日
事業範囲：	許可証のとおり	事業範囲：	許可証のとおり
許可条件：	許可証のとおり	許可条件：	許可証のとおり
許可番号：	120〇〇〇123	許可番号：	0981〇〇123

〔特別管理産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	千葉県	許可都道府県・政令市：	神奈川県
許可の条件有効期限：	平成20年7月21日	許可の条件有効期限：	平成20年9月13日
事業範囲：	許可証のとおり	事業範囲：	許可証のとおり
許可条件：	許可証のとおり	許可条件：	許可証のとおり
許可番号：	125〇〇〇123	許可番号：	0986〇〇123

③処分に関する事業範囲

〔産業廃棄物〕

許可都道府県・政令市：	神奈川県	許可都道府県・政令市：	神奈川県
許可の条件有効期限：	平成20年10月17日	許可の条件有効期限：	平成19年9月13日
事業範囲：	許可証のとおり	事業範囲：	許可証のとおり
許可条件：	許可証のとおり	許可条件：	許可証のとおり
許可番号：	0982〇〇123	許可番号：	0987〇〇123

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び合計予定金額(又は単価)、処分方法は、内訳書のとおりとする。

(注)「消費税額及び地方消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8、2及び第73条の規定により、単価料金に100分の5を乗じて得た額である。

3. (産業廃棄物の処分場所、方法及び処分能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：△△△サービズ株式会社 第一工場 第二工場
所在地：第一工場 神奈川県中央区下総××-外
：第二工場 神奈川県中央区下総××-外

処分の方法：脱水、消却、中和、還元、酸化、凝集沈殿、油水分離、シアン分解・糖青化洗浄、磁砕・洗浄、混合資源化、コンクリート固定化
施設の処理能力：許可証のとおり

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

事業所の名称：□□□株式会社
所在地：北海道〇〇〇〇都〇〇〇21
処分の方法：管理型埋立
施設の処理能力：19,000㎡
許可番号：014〇〇〇123

なお、中間処理後に残さが発生しない産業廃棄物は中間処理の完了をもって完了とする。

5. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物について、積替保管を行う場合には、下記の積替保管施設において積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第14条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる廃棄物の種類：積替保管は行わない
積替保管施設の所在地：積替保管は行わない
積替保管施設の保管上限：積替保管は行わない

第3条 (適正な処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「産業廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア、産業廃棄物の発生工程

イ、産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ、腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ、混合等により生ずる支障
オ、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された産製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ、石綿含有産製物が含まれる場合はその旨

キ、その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産製物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更のない用及び程度を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障が生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産製物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産製物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等表示する（環境省の「産製物の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付ラベル」参照。）

4. 甲は、委託する産製物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることをとする。

5. 甲は、次の産製物について、契約期間内にいかに定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産製物」に含まれる金額等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産製物の種類 ；必要に応じて

提示する時期又は回数：必要に応じて

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産製物をその積み込み作業の開始から第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼした時は、法においてその損害賠償を賠償し、甲に負担させない。

3. 乙は第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第6条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産製物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4又はB6票の写しで、処分業務についてはマニフェストD表でかえることができる。

第7条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第8条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産製物の収集・運搬及び処分を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第9条（委託料の支払い）

1. 委託料の支払方法は、精算払とし、別紙仕様書に基づき、甲が業務の実施結果を検査確認後乙は甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2. 甲は、前項の支払い請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

第10条（機密保持）

甲、乙はこの契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第11条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2. 前項の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産製物の処理を乙が完了していないときは、当該産製物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

第12条（協議）

この契約に定めない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

第13条（契約期間）

この契約は有効期間を平成19年6月1日から平成19年6月24日までの間とする。

この契約の成立を証するために本契約書2通を作成し、甲、乙は各々記名捺印の上、各一通を保有する。

平成19年 5月30日

甲 千葉県市川市市川町市川番地
千葉県
千葉県立市川高等学校長 ○○ ○○

乙 神奈川県中央区千代田市千代田
△△△株式会社
代表取締役 ○○ ○○

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県中央区下総×××
氏 名 △△△サービズ株式会社

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 ○ ○ ○

許可の年月日 平成14年 8月31日
許可の有効期限 平成19年 8月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、
カ 廃プラスチック類、キ、動植物性残渣、ク 金属くず
ケ ガラスくず及び陶磁器くず、コ 鉱さい、サ がれき類、
シ ばいじん、（これらのうち特別産業廃棄物であるものを除く。）

2 許可の条件
なし

3 許可の更新又は変更の状況

平成 14年 8月31日 更新許可

以下余白

内 訳 書

千葉県立〇〇高等学校

品 名	単位	単価	消費税及び 地方消費税	税込 単価	処理 方法	備 考
シアン化合物	kg	6,000	300	6,300	中和	
クロム化合物	kg	40,000	2,000	42,000	中和	
水銀化合物	kg	7,000	350	7,350	中和	
鉛化合物	kg	36,000	1,800	37,800	焼却	
有機化合物	kg	500	25	525	焼却	
無機化合物	kg	800	40	840	焼却	
不溶性化合物	kg	720	36	756	焼却	
還元性無機物	kg	6,000	300	6,300	焼却	
カドミウム化合物	kg	7,000	350	7,350	焼却	
無機酸	kg	720	36	756	焼却	
農薬	kg	12,000	600	12,600	焼却	
収集運搬費	台	30,000	1,500	31,500		
合 計						

許可番号 第 098100123 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県中央区下郷×××
氏 名 △△△サージス株式会社

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

許可の年月日 平成15年10月18日

許可の有効期限 平成20年10月17日

- 1 事業の範囲
- (1) 事業の区分
収集運搬業（積替・保管を含む）
取扱産業廃棄物の種類
- 1 燃え殻
2 汚泥
3 がれき
4 ゴムくず
5 プラスチック類
6 金属くず
7 ばいじん
8 繊維くず
9 廃プラスチック類
10 廃ガラス類
11 廃紙類
12 廃木材くず
13 廃金属くず
14 廃プラスチック類
15 廃木材くず
16 廃紙類
17 廃木材くず
18 廃金属くず
- (2) 事業の区分
収集運搬業（積替・保管を含む）
取扱産業廃棄物の種類
- 1 燃え殻
2 汚泥
3 がれき
4 ゴムくず
5 プラスチック類
6 金属くず
7 ばいじん
8 繊維くず
9 廃プラスチック類
10 廃ガラス類
11 廃紙類
12 廃木材くず
13 廃金属くず
- 以上13番類

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所及び所在地及び面積並びに当該場所ごとにその積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積替えの場所
- (1) 保管を行う場所 神奈川県中央区下郷×××
(2) 保管を行う産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、がれき、ばいじん、繊維くず、プラスチック類、紙くず、木材くず、金属くず、プラスチック類、紙くず、木材くず、金属くず
- (3) 保管面積
保管面積 50.08㎡ 最大保管量 0.2×88=17.6㎡
ドラム缶 0.2㎡ 88基 最大保管量 1.8×24=43.2㎡
鉄箱 1.8㎡ 24基 最大保管量 8.0×3=24.0㎡
ドラム缶 8.0㎡ 3基

3 許可の条件
環境保全対策を適切に行うこと。4 許可の更新又は変更の状況
平成15年10月18日 更新許可

5 規則第9条の2第3項の規定による許可証の提出の有無 有 (無)

許可番号 第 125000123 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県中央区下郷×××
氏 名 △△△サージス株式会社

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 ○ ○ ○ ○

許可の年月日 平成15年7月22日

許可の有効期限 平成20年7月21日

- 1 事業の範囲
- (1) 事業の区分
収集・運搬（積替・保管を除く）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油及び軽油類に限る）、イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る）、ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る）、エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）オ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については下記とおりとする。）

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質	廃棄物名	銅	鉛	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	水銀又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	砒素又はその化合物	○	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
PCB	PCB	○	○	○	○	○	○	○
多環芳香族炭化水素	多環芳香族炭化水素	○	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
四塩化鉛	四塩化鉛	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2,2-テトラクロロエタン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,1,3,3-テトラクロロエタン	1,1,3,3-テトラクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4-テトラクロロベンゼン	1,2,3,4-テトラクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,5-テトラクロロベンゼン	1,2,3,5-テトラクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,5-テトラクロロベンゼン	1,2,4,5-テトラクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,6-テトラクロロベンゼン	1,2,3,6-テトラクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,7-テトラクロロベンゼン	1,2,3,7-テトラクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,6-テトラクロロベンゼン	1,2,4,6-テトラクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5-ペンタクロロベンゼン	1,2,3,4,5-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,6-ペンタクロロベンゼン	1,2,3,4,6-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,5,6-ペンタクロロベンゼン	1,2,3,5,6-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,6,7-ペンタクロロベンゼン	1,2,3,6,7-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,7,8-ペンタクロロベンゼン	1,2,3,7,8-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,5,6-ペンタクロロベンゼン	1,2,4,5,6-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,6,7-ペンタクロロベンゼン	1,2,4,6,7-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,7,8-ペンタクロロベンゼン	1,2,4,7,8-ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5,7-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,4,5,7-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,6,7-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,4,6,7-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,5,6,7-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,5,6,7-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,5,7,8-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,5,7,8-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロベンゼン	1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,5,6,7-ヘキサクロロベンゼン	1,2,4,5,6,7-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,5,7,8-ヘキサクロロベンゼン	1,2,4,5,7,8-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,6,7,8-ヘキサクロロベンゼン	1,2,4,6,7,8-ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5,6,7-ヘプタクロロベンゼン	1,2,3,4,5,6,7-ヘプタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5,6,8-ヘプタクロロベンゼン	1,2,3,4,5,6,8-ヘプタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5,7,8-ヘプタクロロベンゼン	1,2,3,4,5,7,8-ヘプタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロベンゼン	1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,5,6,7,8-ヘプタクロロベンゼン	1,2,3,5,6,7,8-ヘプタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,4,5,6,7,8-ヘプタクロロベンゼン	1,2,4,5,6,7,8-ヘプタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
1,2,3,4,5,6,7,8-オクタクロロベンゼン	1,2,3,4,5,6,7,8-オクタクロロベンゼン	○	○	○	○	○	○	○

2 許可の条件
なし3 許可の更新又は変更の状況
平成15年7月22日 新規許可
平成15年7月22日 更新許可
平成15年7月22日 更新許可4 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無
*営業の範囲は、千葉市及び船橋市を除く千葉県の区域とする。

產 業 廢 棄 物 處 分 業 許 可 証

住氏
所名
東京△△区△△町△△番地△△
三井物産株式会社
代表取締役社長

〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証明する。

[illegible]

1.事業の範囲
(1)事業の

(1) 事業の区分
中国製分(脱、中和、還元、酸化、凝集沈殿、油水分離、
シアン分解、糖質化、洗浄、粉砕、混合資源化、コンクリート固型化)

(2) 産業廃棄物の種類
ア 酸化物、粗灰、沈渣、汚泥、鉍さい、ばいじん、腐アルカリ、腐ブラス
イ 紙水に係わるもの 燃え殻、汚泥、腐泥、腐酸、腐アルカリ、ばいじん、腐ブラス
ウ チェック用、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉍さい、ばいじん、腐アルカリ、腐ブラス
エ 中和、還元、酸化、腐アルカリ、ばいじん、鉍さい、腐アルカリ、腐ブラス

エオ
油水分離に保
るもの、廃油
アミン分解、甜菜化に係るもの
シアン酸、原酸、廃アルカリ、はいしん、風さい、
膨え殻、汚泥

力
燃
オ
シ
ン
グ
ン
分
解
に
使
う
も
の
は
、
ば
い
じ
ん
、
氣
さい
燃
え
酸
、
炭
酸
、
ア
ル
カ
リ
、
木
く
ず
、
建
建
く
ず
、
ゴ
ム
く
ず
、
金
属
く
ず
、
力
を
生
ず
る
も
の
、
陸
ア
ラ
ス
カ
、
木
く
ず
、
建
建
く
ず
、
ゴ
ム
く
ず
、
金
属
く
ず
、

力に訴ふるもの、
「ラス・ク」コンクリート、及び鋼磁器くず、がれき類、政令13号廃棄物

混合資源化に係るもの 汚泥、廃渣、廃プラスチック類

[illegible]

事業の用に供するすべての施設	処理能力	数量	設置場所
廃設の轉輸（中間処理）			

煤油施設	0-999-47 PL 無機炭印和 混合資源施設	29.0 t/日 (24時間) 20.2 t/日 (24時間) 9.8 m³/日 (8時間)	1基 1基 1基	下総×××× 第一工場
保	感染性廃棄物置場 (冷凍コンテナ)	2.97 m³ 最大保管量 4.73 m³		
音	有機塩素系汚泥置場 (ドラム缶)	6.48 m³ 最大保管量 7.2 m³		
通	塩素系溶剤置場(保管箱)	7.65 m³ (最大保管量 10.32 m³)		
風	塩素系溶剤相含有酸 塩アルカリ置場(貯槽)	4.2 m³ 最大保管量 8 m³		
食	引火性廃油置場 (屋外貯蔵タンク)	26.9 m³ 最大保管量 30 m³		
中	中和・還元・酸化・塩素沈殿施設	12.9 m³ (最大保管量 15.6 m³)	1基	下総×××× 第一工場
シ	タンク分解施設	4 m³/日 (8時間)	1基	
コ	コンクリート固定化施設	1.5 m³/日 (8時間)	1基	
汚	汚泥・廃油・廃7603置場 (ドラム缶・鉄箱)	20 t (最大保管量 26.2 m³)		
廃	廃酸・廃7603置場 (8'×4'×2')	5.64 m³ (最大保管量 12 m³)		
燃	燃え殻、灰さい、ばいじん、 汚泥、廃酸、廃7603置場 (パレット・ドラム缶)	20.64 m³ (最大保管量 25.2 m³)		
汚	汚泥、廃酸、廃7603有害試 験薬置場 (保冷庫)	22.68 m³ 最大保管量 40.05 m³		

3. 許可の条件
生活環境保全上必要な措置を適切に行うこと。

許可	更新	又は変更の状況	可更新期間(保管施設の変更)
平成6年	平成7年	5月1日	更新可能
平成6年	平成7年	5月1日	更新可能
平成6年	平成7年	5月1日	更新可能

金風等を含む特定有害産業廃棄物は下記のとおり

1. 旋却に係わるもの

[illegible]

2. 中和・還元・酸化・凝集沈殿に係わるもの

金屈等の名称	鉄さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
アルミニウム	○	○			○	○	○
水銀又はその化合物	○	○	○		○	○	○
銅又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物	○	○	○		○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物	○	○	○		○	○	○
PCB	○	○	○		○	○	○
ポリブタジエン	○	○	○		○	○	○
ポリスチレン	○	○	○		○	○	○
シリコン	○	○	○		○	○	○
四塩化炭素	○	○	○		○	○	○
1,2-ジクロロベンゼン	○	○	○		○	○	○
1,1-ジクロロベンゼン	○	○	○		○	○	○
ビス-1,2-ジクロロベンゼン	○	○	○		○	○	○
1,1,1-トリクロロベンゼン	○	○	○		○	○	○
1,1,2-トリクロロベンゼン	○	○	○		○	○	○
1,3-ジクロロベンゼン	○	○	○		○	○	○
クロロホルム	○	○	○		○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○		○	○	○
トリフルオロエチレン	○	○	○		○	○	○
ヘキサフルオロエチレン	○	○	○		○	○	○
ポリ塩化ビニル	○	○	○		○	○	○
ポリプロピレン	○	○	○		○	○	○
ポリエチレン	○	○	○		○	○	○
ポリスチレン	○	○	○		○	○	○
ポリブタジエン	○	○	○		○	○	○
ポリイソプレン	○	○	○		○	○	○
ポリジメチルシリコン	○	○	○		○	○	○
ポリメチルシリコン	○	○	○		○	○	○
ポリフェニルシリコン	○	○	○		○	○	○
ポリベンゼン	○	○	○		○	○	○
ポリナフタレン	○	○	○		○	○	○
ポリピレン	○	○	○		○	○	○
ポリアントラセン	○	○	○		○	○	○
ポリペリレン	○	○	○		○	○	○
ポリベンゾピレン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロベンゼン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロトルエン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロエチレン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロプロピレン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロブタジエン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロイソプレン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロヘキセン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロオクチン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロデセン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロドデセン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロステレン	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロトルイル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロベンゾイル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルメチル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルエチル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルプロピル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルブチル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルペンチル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルヘキシル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルオクチル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルデシル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルドデシル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルステイル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルフェニル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルトルイル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルベンゾイル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルメチルフェニル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルエチルフェニル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルプロピルフェニル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルブチルフェニル	○	○	○		○	○	○
ポリフルオロフェニルペンチルフェニル	○	○	○		○	○	○

以下サブ分解・結合化に係わるもの、コンクリート固定化に係わるものがあるが省略

許可番号 第 014 〇 〇 〇 123 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県緑区〇〇

氏 名 □□株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 平成17年 7月25日

許可の有効期限 平成22年 7月24日

1.事業の範囲
(1)事業の区分
燃え殻、汚泥、廃油、鉱さい、ばいじん、廃プラスチック類、
埋立・焼却
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず、金属くず、
プラスチックくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)
中和 (燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん)
脱水 (汚泥、ばいじん)
肥料の製造 (動植物性残さ、動物のふん尿)
破砕 (金属くず、プラスチックくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種別	処 理 能 力	数 量
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥、廃油 の焼却施設	146.64㎡(24時間)	7-31キログラム
汚泥、廃酸、廃アルカリの中和施設	480.㎡/日(24時間)	2基(シッパ-)
汚泥の脱水施設	20㎡/日(8時間)	
廃プラスチック類、産業廃棄物の破砕施設	2t/日(24時間)	
汚泥、ばいじんの脱水施設	244.㎡/日(24時間)	
プラスチックくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類の破砕施設	0.45t/日(24時間)	

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成17年12月10日 変更許可
平成17年7月25日 許可の更新

5 許可の申請がされた日における規則第10条の4第3項に掲げる基準への適合性

6 許可第10条の4第5項の規定にうよる許可証の提出の有無 有・無

以下余白

千葉県立〇〇高等学校
廃棄物処理業務委託係書

1 目的

本仕様書は、千葉県立〇〇高等学校において発生した実験実習用薬品・管理用農薬を処理する業務について定めたものであり、処理業務を産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に基づき適正に実施することを目的とする。

2 実施の内容

千葉県立〇〇高等学校において発生した実験実習用薬品・管理用農薬（以下「産業廃棄物」という。）の収集運搬及び処分を次のとおり実施する。

収集運搬は、登録した運搬車両による実験実習用薬品・管理用農薬 143kg 処分の場所は産業廃棄物処分業許可証の場所以限る

3 業務の履行

受託者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたって本仕様書又は千葉県財務規則に従う。

4 業務の実施

乙は、業務の実施にあたって事前に委託者（以下「甲」という。）と協議し、産業廃棄物の収集運搬及び処分について、密接な連絡をとる。

5 収集運搬車両の確認

甲は、産業廃棄物の収集運搬の際に、運搬車両の確認をする。

6 事故防止

乙は、業務の実施に当たっては十分な安全確認を行うこと。

7 事故対策

乙は、業務実施中に事故が発生した場合には、速やかに適切な処置を行い被害を最小限にとどめるよう努めること。また、事故状況を甲に報告する。

8 産業廃棄物の処分の確認

甲は、乙の処分した産業廃棄物が適正に処分されているか、マニフェストで確認する。また必要があれば処分地を確認する。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲・乙協議の上定める。

談合等起因する契約解除と損害賠償に関する特約
(業務委託用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他不正行為に係る解除）

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）が、この契約に関して、次のいずれかに該当したときは、契約第11条の規定にかかわらず契約を解除することができる。

1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項のによる課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

2）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定に審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。)

3）乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行なった審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

4）乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同組合及び共同企業体（以下「共同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 甲は、本条第1項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査うえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託料を乙に支払わなければならない。

5 第13条に規定による前払金があったときは、受領済の前払金額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に該当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が共同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同組合等を解散しているときは、代表者であつた者又は構成員であつた者についても、同様とする。

課税事業者届出書

平成19年 5月30日

千葉県立〇〇高等学校長 〇〇〇〇様

住 所 神奈川県中央区下総×××
商号又は名称 △△サードビース株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

私は、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でないもの）となる（予定である）のでその旨届出します。

御 見 積 書

平成 1 9 月 5 月 3 0 日

千葉県立〇〇高等学校校長 様

神奈川県中央区平郷区
△△△サービス株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

下記のとおりお見積り申し上げます。

合計金額		単価見積				(消費税は別途)	
品名	数量	単位	単価	備考			
シアン化合物	1.0	kg	6,000	6,300 決定			
クロム化合物	1.0	kg	40,000	42,000 決定			
水銀化合物	1.0	kg	7,000	7,350 決定			
鉛化合物	1.0	kg	36,000	37,800 決定			
有機化合物	1.0	kg	500	525 決定			
無機化合物	1.0	kg	800	840 決定			
不溶性化合物	1.0	kg	720	756 決定			
還元性無機物	1.0	kg	6,000	6,300 決定			
カドミウム化合物	1.0	kg	7,000	7,350 決定			
無機酸	1.0	kg	720	756 決定			
農薬	1.0	kg	12,000	12,600 決定			
収集運搬費	1	台	30,000	31,500 決定			
合 計							

摘要 本見積書記載金額の5%に相当する金額を加算した金額(備考欄記載金額)円をもって決定する

重要又は
急迫文書
付せん

整理番号

起案用紙

N0.

開示・不開示の区分			
特殊取 扱表示	開示		不開示（不開示部分）
処理 期限	文書 審査	不開示 部分不開示（年月解除）	
収受 月日	年 月 日	年 月 日	号該当
起案 月日	19年 5月 27日	照合	第 号
決裁 月日	19年 5月 〇〇日	公印使 用確認	5 年
施行 月日	年 月 日		〇〇年 5月 〇〇日
あて	校長		発
件名	実務実習用品及び管理用農業廃棄物処理業務委託について		
決裁	校長 教頭 ⑤⑥ 事務長 ⑥⑦	起案者 職 氏名 副主査 〇 〇 〇 〇 〇 ⑧	
このことについて、実務実習用品及び管理用の農業について使用期限が切れ使用不可能であり収集 運搬業務及び処分業務委託したく、下記により執行するにあたり見積書を徴してよろしいかお伺いしま す。また見積を徴したうえは、別途契約書（案）により契約を締結してよろしいかと併せて伺います。			
記			

千葉県立〇〇高等学校

1 委託業務名	実務実習用品・管理用農業廃棄物処理業務委託		
2 場 所	千葉県立〇〇高等学校		
3 履行期限	平成19年6月1日から平成19年6月24日まで		
4 支出科目	平成19年度 一般会計		
	第11款 教育費	第4項 高等学校費	
	第2目 全日制高等学校管理費	第13節 委託料	
5 見積額	623,872円		
6 執行方法	千葉県財務規則第115条の規定により随意契約とする。		
7 見積徴収業者	〇〇〇株式会社 千葉市中央区××		
	△△△サービス株式会社 神奈川県中央区下総××		
8 契約保証金	千葉県財務規則第99条第2項第5号の規定により免除とする。		
9 予定価格	予算の範囲以内で校長が決定する。		
	千葉県財務規則第117条第1項第1号の規定により予定価格を記載した書面		
	の作成を省略する。		
10 契約書作成の有無	別紙（案）のとおり		
千葉県立〇〇高等学校			

※ 契約書（案）仕様書（案）は省略

内 訳 書

千葉県立〇〇高等学校

品 名	単位	単 価	消費税及び 地方消費税	税 込 単 価	処 理 方 法	備 考
シアン化合物	kg					
クロム化合物	kg					
水銀化合物	kg					
鉛化合物	kg					
有機化合物	kg					
無機化合物	kg					
不溶性化合物	kg					
還元性無機物	kg					
カドミウム化合物	kg					
無機酸	kg					
農薬	kg					
収集運搬費	台					
合 計						

産業廃棄物積算見積額

分類名	品 名	容 量	数 量	分割 合計量	単価 (税込)	金額
シアン化合物	7-ロ、7-ロ化合物	2kg	1	2kg	6,300	12,600
クロム化合物	KaCr2O7(廃液)	700g	1			
クロム化合物	7-ロ化合物	800g	1			
クロム化合物	重7-ロ化合物	1kg	1	2.5kg	42,000	105,000
水銀化合物	塩化第二水銀	500g	1			
水銀化合物	塩化第二水銀	800g	1			
水銀化合物	7-ロ試薬	700g	1	2kg	7,350	14,700
鉛化合物	酢酸鉛	6kg	1	6kg	37,800	226,800
無機化合物	塩化7-ロ	5kg	1			
無機化合物	塩化7-ロ	3kg	1			
無機化合物	塩化7-ロ	10kg	1			
無機化合物	苛性ソーダ	1kg	1			
無機化合物	硝酸銀	10kg	1			
無機化合物	硝酸7-ロ	10kg	1			
無機化合物	水銀化合物	8kg	1			
無機化合物	炭酸水素ナトリウム	25kg	1	72kg	840	60,400
不溶性化合物	カオリン	2kg	1			
不溶性化合物	硫酸カルシウム	6kg	1	8kg	756	6,048
不溶性化合物	亜鉛	12kg	1	12kg	840	10,080
還元性無機物	クエン酸ナトリウム	500g	1			
還元性無機物	クロロホルム	10kg	1			
還元性無機物	しょう油7-ロ	2kg	1			
還元性無機物	石油エーテル	2000	1	14.5kg	6,300	91,350
7-ロ化合物	硝酸7-ロ	800g	1			
7-ロ化合物	硫酸7-ロ	1kg	1	1.8kg	7,350	13,230
無機酸	塩酸	1.5kg	1			
無機酸	硝酸	8kg	1			
無機酸	リン酸	2kg	1	11.5kg	756	8,694
有機化合物	PMF粒剤3	10kg	1			
有機化合物	流動7-ロ	80000	1			
有機化合物	サリチル酸	5kg	1			
有機化合物	7-ロ7-ロ	25kg	1			
有機化合物	7-ロ7-ロ	10kg	1			
有機化合物	7-ロ7-ロ	8kg	1	66kg	525	34,650
農薬	7-ロ7-ロ乳剤	180000	1	180000	840	15,120
農薬	7-ロ7-ロ	2kg	1	2kg	12,600	25,200
合 計						623,872

千葉県作成様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成20年度)

千葉県知事 様

報告の提出年度を記入します。

平成20年6月30日が届期限です。

→平成 20年 4月 10日

報告者

郵便番号 262-0001
住所 千葉県〇〇市××123
氏名 △△株式会社
代表取締役社長 千葉太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 123-456-7890

事業場の名称を記入
します。

報告対象年度を記入します。

押印不要

日本標準産業分類の中分類
の名称を記入してください。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、

19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		事業場		業種		事業・土石製品製造業	
事業場の所在地		郵便番号 222-2222 千葉県〇〇市××1-4-7		電話番号 333-444-5555			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	区間	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所(所在地) 郵便番号 住所(所在地)
1	廃プラスチック類	500	50	0	1210543210	〇×運輸(株)	261-0001 〇〇県〇〇市〇〇25
2	産業廃棄物の種類を記入します。同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて入力します。						出発地の許可番号を入力します。
3							
4							最初に処理をする中間処理業者又は最終処分業者を入力します。
5							
6	がれき類	500	30	1	1210456789	△×陸運(株)	261-0001 〇〇県〇〇市〇〇26
7				2	1110718900	(株)××	330-0081 埼玉県××市〇123 (株)△△
8							区間委託した場合には、区間番号を入力してください。(区間委託以外の場合はゼロを記入してください。)

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物の場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

事業場の名称：△△株式会社□□千葉工場

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付	区間	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所		運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
							郵便番号	住所(所在地)			郵便番号	住所(所在地)
9	燃え殻(特定有害)	1	1	0	0000000000	自己運搬	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	1240220000	千葉県開発		
10												
11												
12	廃油	10	3	0	1200554300	× × 運輸	122-2221	○ × 市 ○ ○ 2-2-2	有償売却	★★工業(株)		
13												
14												
15												
16												
17	汚泥	300	20	0	1200120056	■ × 興産(株)	273-1222	船橋市 ○ ○ 町 ○ ○ 36	1040088088	甲サービズ(株)		
18												
19												
20												

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者用)

平成19年4月3日

千葉県知事 堂本 暁子 様

法人の場合は、法人名、住所、代表者名及び法人全体の情報を記入。印鑑は不要。

届出者

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1-0×

氏名 千葉〇×興業株式会社

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 千葉 太郎

電話番号 043-223-0000

資本の額又は出資の総額 1億円

従業員数 300人

業種 金属工作機械製造業

「特別管理産業廃棄物管理責任者」講習受講者などの有資格者を記入。

日本標準産業分類 (小分類)

排出・保管事業場の名称、所在地

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成18年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び

事業場の名称	千葉〇×興業株式会社	松戸工場	特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	東葛 一郎
事業場の所在地	松戸市小根本7-0×	電話番号 047-361-0000		

前年度の届出内容を記載。

①前年度の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の製造番号	製造年月	型式	容量	保管容器の性状	管囲い等の有無	状況	参考事項
高圧コンデンサ	⑬-1	1台 120kg	三菱電機	58XXX	1968.8	100KVA	耐食性	開い：有	分別	A000-...1
高圧コンデンサ	⑬-2	1台 55kg	三菱電機	59XXX	1969.8	50KVA	金属容器	掲示板：有	専用倉庫	A000-...2
安定器	⑬-1	20個 40kg	松下電工	不明	1970.4	40W2灯	プラスチック容器		で保管	
感圧複写紙	⑬-1	200kg								
合計		2台 175kg 20個 40kg 200kg								
高圧コンデンサ										
安定器										
感圧複写紙										

コンデンサ等の場合は1台ずつ、安定器は同機種ごとにまとめて何個と記入。

種類ごとに番号を
⑬-...と採る。
ダブりのないように。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物 前年度中に新たに発生した廃棄物がある場合記入。

廃棄物の種類	製造者名	製造番号	型式		発生年月日	発生場所	参考事項
			製造年月	容量等			
高圧コンデンサ	⑬-2	1台 50kg	三菱電機	59XXX	1969.8	50KVA	18.9.30 地下変電室
安定器	⑬-1	10個 20kg	松下電工	不明	1970.4	40W1灯	18.10.1 工場棟照明器具
合計		1台 50kg 10個 20kg	種類ごとに 合計を記入。		それぞれ記入。 不明の場合は「不明」		具体的な廃棄物となった 年月日、発生場所を記入。

③前年度中に他の事業場から移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の製造番号	製造年月	容量等	移動年月日	移動元の事業場の名称及び所在地	移動元での番号	参考事項
高圧コンデンサ	⑬-1	1台 58kg	三菱電機	59XXX	1969.8	50KVA	18.9.30 茨城県つくば工場	⑬-8	A0**-...8
合計			事業場変更に出した「変更届(様式第二号)」 の届出内容を記載。						

(第3面)

前年度中に他の事業場へ移動した廃棄物がある場合記入。

前年度中に他の事業場へ移動した廃棄物がある場合記入。

[illegible]

前年度中に自ら処分した廃棄物がある場合記入。

[illegible]

⑥前年度中に処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物（前年度中に処分を委託した廃棄物がある場合記入。）

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の製造番号		型式	容量	運搬方法	引渡し年月日	処分受託者の名称及び事業場の所在地	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量				
合 計										

⑦前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量（単位）	廃棄物の製造番号		型式	容量	保管の性状	保管の有無		状況	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量		囲い：有 掲示板：有	分別 専用倉庫で 保管		
高圧コンデンサ	⑬-1	1台 120kg	三菱電機	58XXX	1968.8	100KVA	耐食性 金属容器			無	A000-...1
高圧コンデンサ	⑬-2	1台 55kg	三菱電機	59XXX	1969.8	50KVA					A000-...2
高圧コンデンサ	⑬-2	1台 58kg	三菱電機	59XXX	1969.8	50KVA					A000-...3
高圧コンデンサ	⑬-1	1台 50kg	三菱電機	59XXX	1969.8	50KVA					A0**-...8
安定器	⑬-1	20個 40kg	松下電工	不明	1970.4	40W2灯					
安定器	⑬-1	10個 20kg	松下電工	不明	1970.4	40W1灯					
感圧複写紙	⑬-1	200kg					プラスチック				
合 計		4台 283kg 30個 60kg 200kg	種類ごとに 合計を記入。							電気絶縁物処理協会の管理台帳の登録番号を記入。	
高圧コンデンサ			19年3月31日に保管している廃棄物についてトータルで記載。								
安定器											
感圧複写紙											

保管の状況を具体的に記入。

(第5面)

使用中のポリ塩化ビフェニル製品がある場合に記載。

⑧ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状態

製品の種類	番号	量(単位)	製品名			型式	使用の状況	参考事項	項目
			製造者	製造番号	製造年月				
高圧トランス 安定器 安定器	⑬-1	1台 80kg	東京電器	57XXX	1971.8	75 KVA	地下変電室で使用 工場棟の照明器具で使用 工場棟の照明器具で使用		
	⑬-1	30個 60kg	岩崎電気	不明	1972.5	40 W 2 灯			
	⑬-2	18個 36kg	岩崎電気	不明	1972.5	40 W 1 灯			
合計 高圧トランス 安定器		1台 80kg 48 個 96kg							届出者が法人の場合に、資本の50%以上を保有するいわゆる親会社がある場合に記載。

⑨届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額			1億円		
法人の名称	所有する株式の数、出資口数又は出資価額		住所	代表者の氏名	資本の額又は出資の総額
	割合	合計			
〇〇銀行	〇〇万株、6000万円		千葉市中央区長洲1-7-1	長洲 次郎	〇〇万円
親会社の情報を記入。					